

共謀罪法案の強行採決に抗議し、同法の廃止を求める声明

2017年6月26日

東京私大教連中央執行委員会

1 2017年6月15日、自民・公明ならびに日本維新の会の3党は、参議院法務委員会で審議中であった共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の審議を打ち切り、委員会採決を省略した「中間報告」をもって参議院本会議でこれを強行採決し、可決させました。「中間報告」という異例の手法を用いてまで同法案の強引な成立を図った背景には、法案に関する政府の「説明が不十分である」とする世論の高まりとともに、森友・加計学園問題に対する国民の怒りが沸点に達しようとしていた事情があります。安倍政権は、法案を強引に成立させて会期を延長することなく国会を閉会させ、共謀罪法案のデタラメさと森友・加計学園問題を通して露呈した政権の腐敗から国民の目を遠ざけようとしたのです。これは民主主義を破壊する暴挙であり、政治の私物化にほかなりません。

2 衆参両院での審議を通じて、法案の目的、対象等に関する政府の説明は二転三転し、法案の杜撰さが明らかになりました。

第一に、政府の説明とは異なり、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）の締結には共謀罪を導入する必要はないこと、そもそも同条約はテロ対策を目的としたものではないことが明らかになりました。

第二に、何が「組織的犯罪集団」に当たるかが曖昧で、捜査機関の恣意に委ねられる部分が極めて大きいことも明確になりました。政府は参議院の審議で、環境保護や人権保護を掲げた団体であっても、それが「隠れ蓑」であれば処罰の対象となり、また、「組織的犯罪集団」の「周辺者」も処罰の対象となるなどと答弁しました。一般市民がいつでも「組織的犯罪集団」の一員とされる危険性が鮮明となり、政府に批判的な労働組合や市民団体を弾圧し萎縮させることが、法案の「目的」ではないかとの疑念が高まりました。

第三に、計画段階の捜査がもたらす人権侵害や「内心」を処罰することの違憲性について、法案がまったく歯止めを持っていないことも明瞭になりました。何が「合意」や「準備行為」に当たるのかに関する政府答弁は猫の目のように変わり、「犯罪を行う意思（故意）がなければ処罰対象とならない」という当初の説明とは異なり、犯罪を行う「故意」の有無を捜査機関が判断するためには「内心」に踏み込む必要があること、日常の行為が「準備行為」と判断される可能性もあることも明らかになりました。

3 日本政府はまた、国連の特別報告者であるジョセフ・ケナタッチ氏が5月18日に安倍首相に宛てた書簡で、法案が「プライバシーの権利やその他の基本的な国民の自由の行使に深刻な影響を及ぼす」との懸念を表明したことに對し、これに回答するどころか抗議するという異様な対応を行いました。国連人権委員会においては、表現の自由に関する特別報告者によって、日本の政治家の圧力によるメディアの情報操作も公式に報告されています。このような政府の姿勢は、民主主義国家としての日本の国際的な地位を低下させるものです。

私たちは、国会運営の最も基本的なルールをも踏みにじった安倍政権の横暴に満身の憤りをもって抗議するとともに、改正組織犯罪処罰法を廃止するよう強く求めます。

以上